平成２３年（フ）第８２号
秋田市手形山崎町６番５号
破産者　進藤利津子
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０５号
秋田市広面字樋口34番地28
破産者　武田ミヨ子
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２号
秋田県能代市落合字下谷地188番地
破産者　髙田　ミヱ
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第３４３号
山形市十日町４丁目１番32―203号　朝日プラザ山形中央
破産者　伊藤　崇司
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２号
山形県米沢市丸の内２丁目２番25号　あけぼの小路２階
破産者　皆川　和廣
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２０年（フ）第１８３号
福島県田村市常葉町常葉字長縄５番地１　特別養護老人ホームときわ荘、破産手続開始決定時の住所福島県須賀川市木之崎字北原２番地176
破産者　吉田　　進
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
福島県郡山市台新１丁目２番42号　むうんはうす203号
破産者　渡邉　　昇
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
千葉県山武郡大網白里町季美の森南４丁目２番地６
破産者　高柳　雅人
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３４３８号
神奈川県藤沢市長後595番地の１　アイパレス長後301
破産者　河野実知子
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６９６号
横浜市港南区上永谷５丁目14番19―201号、開始決定時の住所横浜市戸塚区舞岡町122番地36
破産者　柴崎　英子
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０９号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2293番地の１　ＳＵＣ―ＳＥＥＤＩ102
破産者　福本博之こと　フクモト　オスカー　ヒロユキ（ＦＵＫＵＭＯＴＯ　ＯＳＣＡＲ　ＨＩＲＯＹＵＫＩ）
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７０号
金沢市八日市１丁目19番地５
破産者　茶畠　智一
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３８４号
山梨県韮崎市龍岡町若尾新田721番地４
破産者　小清水健治
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０５号
山梨県中央市中楯27番地９
破産者　神田千代美
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７５号
山梨県甲府市荒川２丁目10番30号ヴァンヴェール荒川Ｋ　Ｃ号室
破産者　村松　行雄
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
長野県中野市大字笠原438番地
破産者　塚田　博実
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３６号
岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合75番地１
破産者　所　　信宏
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
静岡県浜松市天竜区山東2834番地の１の１、前住所静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島316番地の５
破産者　利倉　弥生
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係